

【資料1】

令和8年度企業ネットワーク構築支援事業業務委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度企業ネットワーク構築支援事業業務委託

2 事業目的

人口減少や少子高齢化が加速化する中、将来にわたって持続可能な活力ある地域社会を維持していくためには、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが必要である。

本県における若年女性の県外流出は、社会減はもちろんのこと、将来的な自然動態にも与える影響は大きく、こうした若年女性の県内定着や回帰に向けた取組を促進し、県外転出を抑制することは喫緊の課題となっている。

近年、本県の民間企業における女性管理職の割合は上昇しているものの、方針決定過程における女性の参画は十分に進んでおらず、いまだ女性活躍や両立支援に関する意識が低い企業も多く、女性が能力を発揮するための環境づくりの推進は急務である。

企業経営者等が女性活躍推進の意義やメリットを正しく認識し、女性の職域拡大や働き続けるための実効性のある制度設計をする体制づくりのほか、女性社員自身の挑戦を引き出すロールモデルやメンターの育成も合わせて進めていく必要がある。

女性のみならず、誰もが多様な働き方や生き方を続けられる活力ある地域社会の持続可能性の維持は、本県の課題を踏まえ、各企業が実施する取組もその実現に寄与するものであることから、県内3地区において研修会や意見交換会を実施し、県内企業の経営者・マネジメント層及び女性社員、それぞれの立場・視点による理解を促進させ、県内企業の取組拡大や地域内ネットワークの構築による県全体の底上げを図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務委託の内容

(1) 経営者・マネジメント層向け研修会の実施

- 対象者：県内に事業所を有する企業の経営者層又はマネジメント層として、研修会の全行程に参加出来る者とする。
- 参加者数：県内3地区（県北・中央・県南）、各地区から10名（社）程度
- 実施回数：各地区3回。うち1回については、全地区合同のオンライン開催とする。
- 実施時期：令和8年7月～令和9年1月までに実施するものとし、具体的な日程は県と調整の上、決定する。
- 研修内容：
 - ①女性活躍推進の本質的な意義を理解し、企業における具体的な取組の推進に関するも

のとし、1～3回目のテーマ等については、概ね次のとおりとする（3地区共通）。
なお、1回の研修会は、2～3時間程度を基本とする。ただし、効果的な研修実施のため、実施時間の増減を要する場合は、県と調整の上、決定する。

【テーマ例】

ア 第1回目

- ・女性活躍の重要性と意義の理解
- ・ゲストスピーカーによる事例紹介
- ・自社の現状把握や課題の洗い出し

イ 第2回目（全地区共通オンライン講座）

- ・自社の強みを活かし、弱みを克服するためには
- ・課題解決に向けた取組の検討、目標設定

ウ 第3回目

- ・自社で進めるアクションプランの作成・報告

※ゲストスピーカー

過去に秋田県次世代・女性活躍支援課が実施した女性活躍推進に関する研修会に参加した企業など、自社の取組を進め、地域のロールモデルとなって活動を推進してきた企業。

- ②講師については、女性活躍推進や両立支援に関する国の動向や企業における多様な働き方、環境づくり等に精通した者を選定し、参加者の理解促進、意識改革及びモチベーションを向上させる内容となるよう創意工夫をすること。
- ③第1回目の研修では、県内企業等をゲストスピーカーとして招き、取組事例等を紹介する機会を設けること。なお、ゲストスピーカーの選定は、県と協議の上、決定すること。
- ④グループワーク等により参加者相互の情報交換や情報共有を促し、活動を通じて企業間のネットワークづくりに寄与すること。

(2) 女性社員向け研修会の実施

- 対象者：原則として、(1)に参加する企業の女性社員として、研修会の全行程に参加出来る者とする。
- 参加者数：県内3地区（県北・中央・県南）、各地区から10社程度とするが、1社あたり複数の参加者も可とする（申込状況により調整する場合あり）。
- 実施回数：各地区3回。うち1回については、全地区合同のオンライン開催とする。
- 実施時期：令和8年7月～令和9年1月までに実施するものとし、具体的な日程は県と調整の上、決定する。
- 研修内容：
 - ①女性自身のキャリアアップに対する意欲向上を促し、企業におけるロールモデル候補となる人材育成に関するものとし、1～3回目のテーマ等については、概ね次のとおりとする（3地区共通）。なお、1回の研修会は、2～3時間程度を基本とする。ただし、効果的な研修実施のため、実施時間の増減を要する場合は、県と調整の上、決定する。

【テーマ例】

ア 第1回目

- ・自身のキャリアに対する意識醸成
- ・自身のキャリアの棚卸し、整理

イ 第2回目（全地区共通オンライン講座）

- ・身近なロールモデルから学ぶキャリア形成

ウ 第3回目

- ・組織に影響をもたらす働き方
- ・管理職として活躍するための手法

②講師については、女性活躍推進や両立支援に関する国の動向や企業における多様な働き方、環境づくり等に精通した者を選定し、参加者の理解促進、意識改革及びモチベーションを向上させる内容となるよう創意工夫をすること。

③第2回目の研修では、県内企業等で働く女性従業員をゲストスピーカーとして招き、意見交換や講話の機会を設けること。ゲストスピーカーの選定については、県と協議の上、決定すること。

④グループワーク等により参加者相互の情報交換や情報共有を促し、活動を通じて企業間のネットワークづくりに寄与すること。

（3）キックオフ会議の実施

- 実施時期：（1）、（2）の第1回研修会開催以前
- 対象者：（1）、（2）の参加者、その他希望する県内企業等
- 参加者数：100名程度
- 実施回数：1回（オンライン開催）
- 内容：

① キックオフ会議の構成は次のとおりとする。

ア 基調講演・事例取組紹介

女性活躍、DE&Iに関する有識者による基調講演や、企業経営者による取組紹介など、聴講者の意欲向上、理解促進につながる講演等を実施。

講師は、県との協議により決定すること。

イ オリエンテーション

研修会への理解を深めるためのオリエンテーションを実施。

②講師、ファシリテーターの手配及び連絡、調整は受託者で行うこと。

（4）その他の業務

- 参加企業等の募集：

①（1）～（3）の事業の開催にあたり、参加企業募集チラシを作成し、集客を図ること。

多くの企業に周知するため、県の協力のもと、商工団体や就業支援団体に広く協力を依頼すること。

②参加申込書の受付、取りまとめ及び参加者、参加企業への開催案内に関する事務は、受託者が行うものとする。ただし、参加申込みが定員を上回る等調整が必要な場合には、県と協議の上決定するものとする。

- アンケート調査の実施：
 - ① (1)～(3)の事業において参加者アンケート調査を実施し、分析内容を添えて、調査結果を県に報告する。
 - ②調査項目は県と協議の上、受託者が作成する。
- 総合管理に関する業務：(1)～(3)の各業務の進捗、成果管理を行うこと。

(5) 共通事項

- ① 業務管理責任者の配置
業務全般についての計画・立案・進捗管理等、本委託業務を統括する業務管理責任者を配置すること。
- ② 工程表等の提出
契約締結後速やかに、作業工程表、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を提出すること。
- ③ 開催日時等
契約締結後速やかに、各業務の開催日、会場及び実施内容等について、県と事前協議を行うものとする。
- ④ 会場の手配等
会場の選定、手配及び支払については原則受託者が行うものとする。
- ⑤ 講師等の選定等
 - ア 3の(1)、(2)の研修会及び(3)キックオフ会議の講師やゲストスピーカー、発表者等の選定、交渉、手配、謝金や旅費の支払については受託者が行うものとする。
 - イ 講師や発表者等は、十分な知識や経験を有する者を選定すること。

(6) 業務報告

- ① 随時報告
業務の処理状況について、県の求めに応じて、随時報告する。
- ② 業務完了報告及び成果品
 - ア 受託者は事業の完了後すみやかに、実施した業務の内容について、報告書を作成すること。なお、報告書の作成にあたっては、本事業で得られた情報及び事例等についてもわかりやすく取りまとめること。
 - イ 事業報告書(電子媒体)1部
データファイルは、MicrosoftWord、Excel 又はPowerPoint で作成すること。また県において複製が可能であるものとする。

5 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

(2) 再委託等について

- ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(3) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩について、万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

6 その他

(1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項などは、必要の都度、受託者と県が打ち合わせを行いながら進めていくこととなるため、打ち合わせが実施可能な体制を整えること。

(2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。

(3) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から委託業務の内容の一部を臨機に中止又は変更することがある。この場合においては、中止又は変更する内容は、県と協議のうえ決定するものとする。

(4) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。